

公有財産借受申込書	
平成31年 3月 12日	
(あて先) 名古屋市長 河村 たかし	
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 20px;"> <b>個人の場合</b> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>法人の場合</b> </div>	住所 <b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b> <small>(フリガナ) ナゴヤ タロウ</small> 氏名 <b>名古屋 太郎</b> 電話 <b>(052)961-1111</b> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; text-align: center; line-height: 20px; margin-left: 10px;">名古屋</div>
	住所(所在地) <b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b> <small>(フリガナ) ナゴヤ カブシキガイシャ</small> 氏名(名称) <b>名古屋株式会社</b> (代表者役職・氏名) <b>代表取締役 名古屋 一郎</b> 電話 <b>(052)961-1111</b> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; text-align: center; line-height: 20px; margin-left: 10px;">代表者印</div>
※法人の場合は主たる所在地・名称・代表者役職・氏名を記入、代表者印を押印してください。	
裏面記載の事項を誓約し、次のとおり公有財産の借受けを申し込みます。	
物 件 番 号	<b>教育-3</b>
使用目的及び用途	自動販売機の設置
種 類	清涼飲料水
施 設 名 称	<b>工芸高等学校</b>
設 置 場 所	<b>ホール南側出入口横</b>
設 置 台 数	<b>1台</b>
借 受 期 間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
書 類 送 付 先	(住所) <b>〒466-0064</b> <b>名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番地</b> (名前) <b>名古屋株式会社 営業1課サービス担当</b> <small>アイチ シロウ</small> <b>愛知 次郎</b> 電話 <b>(052) 000-1111</b>
その他参考となる事項	

注 貸付けにより暴力団を利することとなると認めるときは、契約を締結せず、又は既に締結した契約を解除します。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

- 備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

誓 約 事 項

申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
  - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）がいる者
  - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
  - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者
  - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。